

政務活動費 領収書等貼付用紙

2113

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	37,078 円
項目	事務費	充当額	33,370 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	5 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2113

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
48307	07-06-09	13:13	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥36,968	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円			① C 認証 (硬 貨) 円
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 さくらそう支店 普通 1491391 か) アス"マリース様		
ご依頼人	ヒカ"ツヤマトオルセイムカット"ウツ"ムシヨ様		
電話番号	[REDACTED]		
取扱番号	090039		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告 付につき浦 税務署承認			



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条 (総則)
第2条 (個別契約)
第3条 (レンタル期間)
第4条 (契約期間)
第5条 (レンタル料等)
第6条 (基本管理料)
第7条 (セーフティサービス料)
第8条 (支払期日)
第9条 (保証金)
第10条 (物件の引渡し、引渡)
第11条 (物件の検収)
第12条 (損害賠償の制限)
第13条 (物件の保守・管理、月次点検)
第14条 (物件の検査)
第15条 (禁止事項)
第16条 (機械汚染物質下での使用禁止)
第17条 (通知義務)
第18条 (個別契約満了時の措置、物件の返還)
第19条 (物件についての損害賠償)
第20条 (反社会的勢力等への対応)
第21条 (不返還となった場合の損害賠償・措置)
第22条 (個人情報利用目的)
第23条 (個人情報保護の記録、利用の同意)
第24条 (契約解除)
第25条 (契約解除の措置)
第26条 (中途解約)
第27条 (解約損害金)
第28条 (秘密の保持)
第29条 (連帯保証人)
第30条 (情報提供義務)
第31条 (公正証書)
第32条 (専属的合意管轄)
第33条 (駐車違反の場合の処置等)
第34条 (マシンコントロール/マシンガイダンス (MC/MG機能の提供の停止等))
第35条 (細則)

第1条 (総則)

- 1 建設機械、(以下「建設機械等」という。)レンタル基本契約(以下「本契約」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス(以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条 (個別契約)

- 1 各物件のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返還日(レンタル終了日)までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (レンタル料等)

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等(以下「レンタル料等」という。)を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月第日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・第日・翌々月】日（金融期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に關する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

- 次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。
- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき

- (4) 事案の内容に重要な変更があったとき

- (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の捺印に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等横ばうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
- (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならない。乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
- 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
- (2) 共同利用する範囲
- 東グループ各社
- (3) 利用目的
- ① 業務上のご連絡をする場合
- ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
- ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
- (4) 共同利用の管理責任者
- 株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
- (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
- (3) 物件使用に関し、検査機関による検査が開始されたと乙が認識したとき
- (4) 物件の不返還があったとき
- (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
- (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
- 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態で物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙両議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に開示してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを締約する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴訟のいかなにかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に因し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG機能）の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

- 2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

- 3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

- 4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

- 5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

- 6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 4 月 / 日

賃貸人（乙） 住所 埼玉県入間市新久157-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 浩

賃貸人（甲）

住所

氏名

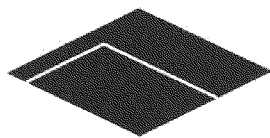
東山 徹

連帯保証人（丙） 住所

氏名

連帯保証人（丁） 住所

氏名



株式会社 東リース

請求明細書

請求締切日 2025年 5月31日
発行日 2025年 6月 3日
請求日 2025年 6月30日

株式会社 東リ

人間営業所
〒958-0014 埼玉県入間市宮中2-1-1
TEL 04-2934-6208 FAX 04-2934-1409
営業担当 〇〇〇

東山徹 政務活動事務所

御中

毎度御引立てに際し厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検討下さい。

前回の請求額	当月ご入金額	繰越額	当月納付金額	消費税率	今回ご請求額	合計ご請求額
〇			33,607	3,361	36,968	36,968

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 期 間	休止	日数	数量	単位	単 価	金 額	備 考
I 事務所											
貸出	37-2E 複合機	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 7,500	7,500	
貸出	留守番電話機 子機1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 2,000	2,000	
貸出	シレッダーA3	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 9,500	9,500	
貸出	片袖机W1200縫付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	2	台	月極 550	1,100	
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	4	台	月極 600	2,400	
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	2	台	月極 350	700	
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	10	台	月極 120	1,200	1台A座
貸出	書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 300	300	
貸出	カウンター書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 700	700	
貸出	パーテーション900×1900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	4	台	月極 1,200	4,800	
貸出	冷蔵庫86〜100リットル	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 1,500	1,500	
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	5/ 1 5/31		31	1	台	月極 450	450	
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748

御中

(表 紙)


株式会社 東洋化学工業
 人間営業所
 〒356-0014 埼玉県入間市宮崎寺2丁目1番1号
 TEL 04-2934-6309 FAX 04-2934-1409
 営業担当

毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

埼玉りそな銀行 さくらそう支店 普通預金 1491391
かアスマリス

合 35.968
0001-20874-000
登 录 号 T4-C300-0102-6748

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2114

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	8,710 円
項目	事務費	充当額	4,355 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	電気代（本宿事務所）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2114

(2/2)

電気料金等領収証		発行年月日	2025年 06月 19日
自由民主党埼玉県支部 1 支部 支部長 支部		領収 印	
¥8,710 -			
(うち消費税相当額 ¥791)			
但 2025年 05月分 電気料金として 上記正に指定の口座より引き落としにて領収いたしました			
領収月日 6月 9日			
領収者 氏名 住所 〒 市町村 番地 支店 支店名 支店番号	〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田		
東京電力エナジーパートナー株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田			
TEPCO			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2115

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	5,032 円
項目	事務費	充当額	3,522 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	コピー使用料		
備考	コピー代		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2115

(2/2)

振込金額兼受領証	
ご依頼人 うめざわ佳一事務所	様
ご請求 [REDACTED]	
受領金額	5,032 円
(内消費税)	457 円
手数料	円
受取人 (株)大塚商会	
受領印	

書は、
書を見
にも

別紙を

収入印紙貼付

収入
25.6.09
[REDACTED]

CVS
収納

政務活動費 領収書等貼付用紙

2116

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	7,780 円
項目	事務費	充当額	6,224 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	Creative Cloud Pro（2025 年 6 月 9 日～7 月 8 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2116

(2/2)



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Blytheville
Citywest Business Campus
Dublin 12, Ireland
適格請求書発行事業者登録番号13700130007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

3124885617
2025年6月9日
クレジットカード
ADBO3095001JEDJP
[Redacted]
円

領収書送付先
[Redacted]

金子裕太様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年6月9日 to 2025年7月8日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65201307	Creative Cloud Pro	1	EA	7,073	7,073	10.00%	707	7,780

領収書の合計

小計(円)

消費税 10.00%

JCT

7,073
707
合計金額(円)

7,780

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

政務活動費 領収書等貼付用紙

2117

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	6,823 円
項目	事務費	充当額	6,140 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	チャット GPT 使用料 資料作成の為		
備考			

支払証明書あり

理由

クレジット明細のため

2025年7月10日 発行

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。
1回払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)	(内手数料)			備考
						現地通貨額	暗号	換算レート	換算日	
須賀 昭夫 様	ご利用分	■■■■■ * * * * *	[ゴールドポイントカードプラス]							
25/06/09	ソフトバンク(B)		6,823	1	1	6,823				

政務活動費 領収書等貼付用紙

2118

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 9 日	支出額	2,162 円
項目	事務費	充当額	1,945 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ガス代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2118

(2/2)

	25年5月分
ガス料金等振替済のお知らせ	
6月9日に税込金額2,162円を領収いたしました。	
栄屋 TEL:049-235-1855	

政務活動費 領収書等貼付用紙

2148

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	3,520 円
項目	事務費	充当額	3,520 円
細目	事務費	按分率	
摘要	郵送代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

領収書

様

[別納引受]		
第一種定形		18.5g
@110	32通	¥3,520
小計		¥3,520

郵便物引受合計通数	32通
課税計(10%)	¥3,520
(内消費税等(10%))	¥320)
非課税計	¥0

合計	¥3,520
お預り金額	¥4,000
おつり	¥480



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年 6月10日 13:42
発行No. 250610A1861 端N00箱01
連絡先：埼玉県庁内郵便局
TEL:048-822-5408

政務活動費 領収書等貼付用紙

2149

(1/5)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	86,267 円
項目	事務費	充当額	77,640 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気・電話（インターネット通信料含む）ガス・プロバイダー料金		
備考	85,827+440（振込手数料）=86,267		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2149

(2/5)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
56703	07-06-10	17:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥85,827	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマケソツソキン		
	カソ		
	普通 0661651		
ご依頼人	クキミツヒ"シツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様		
	登録番号 0001		
	タカハシトシヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様		
電話番号 09018170065		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****	
取扱番号 500019			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2149

(3/5)

プレカッタ工場 5月請求分

	2025年 2月			2025年 3月			2025年 4月		
	税込み	税抜き	消費税	税込み	税抜き	消費税	税込み	税抜き	消費税
電気代	¥ 3,678	¥ 3,344	¥ 334	¥ 3,749	¥ 3,409	¥ 340	¥ 3,760	¥ 3,419	¥ 341
〃	¥ 10,817	¥ 9,834	¥ 983	¥ 10,051	¥ 9,138	¥ 913	¥ 7,403	¥ 6,730	¥ 673
電話代	¥ 11,770	¥ 10,700	¥ 1,070	¥ 11,840	¥ 10,764	¥ 1,076	¥ 11,858	¥ 10,780	¥ 1,078
ガス代	¥ 2,057	¥ 1,870	¥ 187	¥ 1,969	¥ 1,790	¥ 179	¥ 1,925	¥ 1,750	¥ 175
プロバイダー	¥ 1,650	¥ 1,500	¥ 150	¥ 1,650	¥ 1,500	¥ 150	¥ 1,650	¥ 1,500	¥ 150
合計額	¥ 29,972	¥ 27,248	¥ 2,724	¥ 29,259	¥ 26,601	¥ 2,658	¥ 26,596	¥ 24,179	¥ 2,417

小計 ¥ 78,028
(消費税額) ¥ 7,799
請求額 ¥ 85,827

政務活動費 領収書等貼付用紙

2149

(4/5)

請求書

令和7年5月29日

高橋 稔裕 様

下記の通りご請求申し上げます。

¥ 85,827

久喜三菱自動車販売株式会社

埼玉県久喜市上清久1206-1

TEL 0480-21-3355

FAX 0480-21-8668

登録番号 T4030001030709

摘要	金額
(2025年 2月～2025年 4月分)	¥78,028
電気・電話・ガス・プロバイダー代	
小計	¥78,028
消費税(10%)	¥7,799
合計	¥85,827

お振込先 埼玉県信用金庫
加須支店

普通預金 0661651

久喜三菱自動車販売株式会社

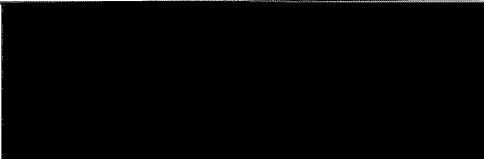
政務活動費 領収書等貼付用紙

2149

(5/5)

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1		
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所			
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）			
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日			
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。			
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告			
	賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能			
振込先				
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2150

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	4,950 円
項目	事務費	充当額	4,455 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ケーブルテレビ・移動用 Wi-Fi 利用料（6 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2150

(2/3)

武内 政文 様				
JP ゆうちょ銀行 BANK				
総合口座通帳				
県政調査費用(22)				
15	7-06-10	(ユズノサトケアール)	自払	4,950

政務活動費 領収書等貼付用紙

2150

(3/3)

ゆずの里ケーブルテレビ株式会社 御中 KDDI株式会社 御中

整理番号 46-3

加入者番号

加入契約申込書 兼 変更用紙(お客様控え)

申込年月日 2013年 9月 27日

申込区分(新規 ☒ TV ☐ NET ☐ 電話 ☐)テレビ契約(☒) インターネット契約(☐)

私は各種加入契約(契約)およびKDDIが定めるケーブルプラス電話サービス利用(利用)を承認の上、以下のとおり申込をします。
また、サービスに関する最新情報(変更)の提供を受けたことを承認します。私はこの申込書に署名し、以下のとおり申込をします。
以下のサービスに関する加入申込時の個人情報について個人情報を取り扱うことについての内容に同意の上、申込します。
(注) 電話に加入されない場合は申込書の内容がKDDIに通知されることはありません。

フリガナ	95 24 24 73	性別	(男) 2女 3法人	生年	
氏名	武内 政文	電話		月日	
住所	〒350-0046 埼玉県 入間市 越生町越生 895	備考			
希望メールアドレスの記入について	※1 申込書の記載内容につき不備があった場合にこの欄に記載された電話番号にご連絡をさせていただきます。本電話番号にご連絡がつかない場合にはサービスが提供されない場合がありますのでご注意ください。 ※2 この欄に二重電話番号が記載されている場合は、「ケーブルプラス電話」、「auひかり電話」の適用対象となります。(ただし、対象の二重電話番号が利用停止中の場合はその限りではありません) アパート・マンション・団地○号棟○号室まで詳しくご記入ください				
メールアドレス	フリガナ	第一希望		第二希望	
メールアドレス	フリガナ	第一希望		第二希望	
メールアドレス	フリガナ	第一希望		第二希望	

☐ NTTでご利用中の電話番号を継続利用する KDDIが代行してNTT回線の停止(フレッツ、0544)または契約(フレッツ、0544)のお手続きをさせていただきます。 停止の場合は、別途、NTT日本へNTT日本より停止工事費1200円(税込)が請求されます。 ※SDM回線をご利用の場合、フレッツサービスに切り替わります。SDM専用電話は利用できませんのでご注意ください。 新しい電話番号をご希望の場合は、記入不要です。	☐ NTT以外()で利用中の電話番号を継続利用する KDDIが代行して他社サービスのお手続きをさせていただきます。 停止の場合は、別途停止工事費が請求される場合があります。 詳しくは各ご利用中のサービス提供会社にお問い合わせください。
☐ KDDI電話回線(ホームプラス電話・auひかり電話等)の電話番号を継続利用する ※ホームプラス電話は解約となります。	☐ 新規電話番号を希望する(希望番号の指定はできません) ※ NTT回線の停止や解約が必要な場合には、お客様ご自身でお手続きを行ってください。

☐ 104番案内を希望する ※申込み書に記載された「契約書名」でのご案内となります。 ☐ 104番案内・タウンページ掲載希望 ※「契約書名」が個人の場合は「ホームページ(個人名義)」、法人の場合は「ホームページ(企業名義)」に契約書名を 掲載いたします。また、タウンページ掲載を希望する場合は、電話申込から申し込みが受け付けられます。	ご利用料(税込 10%) (F)タイプ STB()追加()台 機能追加 ☐ BD オプション() 集合() × () 部屋 ☐ 集合機持管理 ☐ 集帯 ☐ Δ TV利用料小計 □月払い □年払い インターネット(☒) ☐ J-SAFE ☐ 無線内蔵 オプション() ☐ Sタイプセット契約割引 ☐ Δ ☐ スマイル2ねん割 ☐ 長期割 ☐ Δ インターネット利用料小計 ケーブルプラス基本料金 () 回線 1回線付加サービス 2回線付加サービス ケーブルプラス利用料小計 月額利用料合計 ¥ 4,950
--	---

加入金・引込工事費(税込 10%) 加入金 引込工事 ☒ 戸建 ☐ 集合 室内工事費(税込 10%) 室内工事費(TV・NET・TEL) ☐ 無線LAN/ルーター ☐ 分岐器()本 実質無料 初期費用合計	加入金・引込工事費(税込 10%) 加入金 引込工事 ☒ 戸建 ☐ 集合 室内工事費(税込 10%) 室内工事費(TV・NET・TEL) ☐ 無線LAN/ルーター ☐ 分岐器()本 実質無料 初期費用合計
---	---

契約担当氏名 ゆずの里 ゆずの里 金融機関コード 店舗コード	フリガナ 95 24 24 73 氏名 武内 政文	届出印
--	------------------------------------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

2151

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	110 円
項目	事務費	充当額	99 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	切手代（県政資料送付）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

領収書

様

[証紙切手引受]		
第一種定形		12.0g
@110	1通	¥110
小 計		¥110
郵便物引受合計通数		1通
課税計(10%)		¥110
(内消費税等(10%))		¥10
非課税計		¥0
△合計		¥110
お預り金額		¥110



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年 6月10日 14:37
発行No. 250610A4410 端N94箱01
連絡先：鴻巣大間郵便局
TEL:048-596-8282

政務活動費 領収書等貼付用紙

2152

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	5,407 円
項目	事務費	充当額	4,866 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	豊岡事務所電気代として（令和 7 年 5 月分）		
備考	松本義明 但し．豊岡事務所電気代として 口座名義：松本義明政務活動事務所		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

2152

(2/2)

07-06-10 .電気	*5,407	東電料金等
--------------	--------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

2153

(1/2)

日付	令和7年6月10日	支出額	4,902 円
項目	事務費	充当額	4,411 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	通信費（IP 電話・インターネット使用料）として（令和7年5月分）		
備考	松本義明 但し、通信費（IP 電話・インターネット使用料）として（令和7年5月分）として 口座名義：松本義明政務活動事務所		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2153

(2/2)

07-06-10 .振替	*4,902	C A T V
--------------	--------	---------

政務活動費 領収書等貼付用紙

2154

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	7,411 円
項目	事務費	充当額	6,669 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電話・インターネット接続料		
備考	横川雅也		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

2154

(2/2)

13	07-06-10 .振替	*7,411	CATV
14			
15			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2155

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	3,960 円
項目	事務費	充当額	3,564 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所水道代 4,5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

2155

(2/2)

水道使用量のお知らせ		
お客様 番 号	メー タ	
吉川市中野 29 番 サンパレス V202 松澤正泉議会議員事務所 様		
今 回 検 査 結 果	使 用 月 分	前回検計日
	7 年 6 月 7 月	5 月 2 日
	今回検計日	7 月 2 日
	今回メーター指針	7
	前回メーター指針	6
	メーター取替時の旧メーター水量	m³
	今回使用水量	1 m³
	水道料金	円
	(うち、消費税額	円)
	下水道使用料	円
(うち、消費税額	円)	
請求予定額 (10%)	円	
(うち、消費税額	円)	
口座振替ご利用のお客様の次回振替予定日は、 8 月 12 日です。(検計員)		
口 座 振 替 領 収 書	使用月分	使用 期 間
	7 年 4 月 5 月	3 月 5 日 5 月 2 日
	振 替 日	金融 さいかつ農協
	7 年 6 月 10 日	機関 支店
	水道料金	2,200
	下水道使用料	1,760
	振替金額	3,960 円
	(消費税込)	
	上記の金額を領収させていただきました。	
	吉 川 市 水 道 事 業	
吉川市長 中原 恵人		
登録番号：T8800020000866		

(裏面をごらんください。)

政務活動費 領収書等貼付用紙

2156

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	9,342 円
項目	事務費	充当額	7,473 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	5 月分電話、FAX、ネット通信代		
備考	中屋敷慎一		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2156

(2/2)

2

年 月 日

摘要

お支払金額

お預り金額

差引残高

07-06-10

電話

*9,342

NTT

5月分

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

2

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

2157

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	3,012 円
項目	事務費	充当額	1,506 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	電気代（本町事務所）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2158

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	26,090 円	
項目	事務費	充当額	11,740 円	
細目	事務費	按分率	5/10	9/10
摘要	携帯電話使用料（令和 7 年 5 月分）			
備考				



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2025年07月01日～2025年08月30日 照会件数：25件

2025年08月30日 11時11分53秒時点の情報です。

全件数：25件 1～20/25件を表示中 [次の5件 >](#)

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年07月10 日	26,090円		AU PAY カード	

政務活動費 領収書等貼付用紙

2158

(3/3)

au PAYカード

ご請求額・ご利用明細

[現在のカードのご請求内容を確認する](#)

[ご利用明細書の印刷・ダウンロード](#)

[ご融資明細書の照会](#)

お支払月 2025年7月 ▼
お支払日

2025/7/10
当月ご請求額

26,090円

7/3 現在

金融機関名
川口信用金庫
支店名
支店

[ご利用明細](#)
[お支払方法別](#)
[の状況](#)

[リボ払いに変更する](#)

[分割払いに変更する](#)

通常払いご利用明細
2025/6/10
au電話利用料
26,090円
05月分
通常払いご利用小計 小計：26,090円

[リボ払いに変更する](#)

[分割払いに変更する](#)

通常払いご利用明細
au電話利用料
2025/6/10



政務活動費 領収書等貼付用紙

2159

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 10 日	支出額	2,976 円
項目	事務費	充当額	2,380 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	5 月分インターネット使用料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2159

(2/2)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモビジネス分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2025年 7月25日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
神尾 高善 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2025年 5月ご請求分	
2025年 6月 10日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	2,976 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	埼玉りそな銀行
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納 付につき差 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70
---------------------------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

2160

(1/2)

日付	令和7年6月10日	支出額	6,280 円
項目	事務費	充当額	5,652 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	ipad レンタル代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 日付：2025年6月10日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2160

(2/2)

ゲオ  レンタル

領収書

様

注文日時：2025年4月3日(木)18:40

注文番号：409203420398

レンタル期間：2025年5月6日～2025年6月5日

金額 6,280円

但 レンタル代金または商品代金として

お支払い方法：クレジットカード

上記正に領収いたしました

No.	商品名		単価（税込）	数量
1	10%対象	iPad10 Wi-Fiモデル 64GB ブルー	6,280円	1
	10%対象	小計	6,280円	
		合計	6,280円	
		内 消費税	570円	

〒460-0014 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル
株式会社ゲオ
T5180001138940

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです。
金額は全て税込表記になります。
電子商取引にかかる文書のため、印紙税の非課税文書に該当します。